

令和7年度新しい働き方移住支援金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、リモートワーク等の新しい働き方を背景に地方移住への関心が高まっている状況を好機と捉え、東青地域移住・交流サポート協議会が、青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村からなる青森圏域連携中枢都市圏のエリア（以下「青森圏域」という。）に県外から移住した者に対し、当該年度の予算の範囲内で新しい働き方移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、青森圏域への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）対象市町村 青森圏域の市町村のうち、青森市、今別町、外ヶ浜町、蓬田村をいう。
- （2）大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校をいう。）その他の高等教育機関をいう。
- （3）マッチングサイト 青森県が運営する求職者向けインターネットサイト「A o m o r i J o b あおもりで働く。」をいう。
- （4）リモートワーク ICTを活用して住居、コワーキングスペース等の勤務先以外の場所（個人事業主の場合であって、開業場所が本人の住居の場合は、当該住居を含む。）において働くことをいう。
- （5）同居の子 住民票上、支援金の交付対象者と同一世帯の者であって、対象市町村に転入した日において18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者をいう。

（支援金の交付対象者）

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県外から対象市町村に移住した者であって、次の第1号の要件及び第2号から第8号までに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- （1）次に掲げる移住等に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる移住前にに関する要件のいずれにも該当すること。

（ア）対象市町村に転入する日の前日までの5年間のうち、通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと。ただし、当該5年間のうち、大学等に在学していた期間がある場合は、2年間を限度として勤務年数とみなすことができる。

（イ）対象市町村に転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。

イ 次に掲げる移住後にに関する要件のいずれにも該当すること。

（ア）第5条第1項に規定する支援金の交付申請日（以下「申請日」という。）から2年6月以上継続して転入市町村に居住する意思を有していること。

（イ）申請日において、対象市町村への転入後1年以内であること。

ウ 次に掲げる移住前及び移住後にに関する要件のいずれにも該当すること。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）転入した対象市町村税に未納の額がないこと。

- (エ) 対象市町村が交付する別表 1 に掲げる補助金等の交付対象者でないこと。
- (オ) その他支援金の交付対象者として不適当でないこと。
- (2) 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 事業内容について、青森圏域が設置する起業相談窓口に相談し、起業したこと。
 - イ 法人登記及び法人設立の届出（個人事業主にあつては開業の届出）を行うこと。
 - ウ 転入市町村内に事業所等を置いていること。
 - エ 事業内容が公序良俗に反するものでないこと。
 - オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業でないこと。
 - カ 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
 - キ あおもり移住起業支援事業費補助金の補助対象者の要件に該当しておらず、又は要件に該当し交付申請したが採択されていないこと。
- (3) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア マッチングサイトに登録している求人により就業したこと。
 - イ 就業場所が転入市町村内に所在する事業所等であること。
 - ウ 就業先が就業者の 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。（令和 7 年 3 月 31 日以前に本市へ転入した者）
 - エ 週 20 時間以上の無期雇用の契約に基づいて就業していること。
 - オ 就業先に、申請日から 2 年 6 月以上継続して勤務する意思を有していること。
 - カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新たな就業であること。
- (4) 次に掲げるリモートワークに関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 転勤、出向、出張、研修等の所属している企業等の命令でなく、自己の意思により移住したこと。
 - イ 転入市町村を生活の本拠とし、リモートワークにより移住する前の業務を引き続き行うこと。
- (5) 次に掲げる専門人材に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。
 - イ 就業先が青森市内に所在する事業所であること。
 - ウ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。
 - エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 2 年 6 月以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (6) 青森市へ転入した者で次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウの要件のいずれにも該当すること。
 - ア 青森市での移住体験事業を経験していること。
 - イ 青森市での移住相談（連携推進課、東京事務所、青森市が参加する移住相談イベント及び U ターン就活サポートデスクでの相談を含む。）を転入前に 2 回以上行っていること。
 - ウ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
- i 就業先が官公庁等でないこと。
 - ii 就業先が雇用保険の適用事業主であること。
 - iii 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
 - iv 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (イ) 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。
- i 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業でないこと。
 - ii 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (7) 今別町へ転入した者で次に掲げる関係人口に関するアからオまでの要件のいずれかに該当すること。
- ア 今別町の移住体験施設「今別町お試し暮らし住宅」の使用経験を有すること。
- イ 郷土芸能「荒馬」やスポーツ等で複数回今別町への訪町経験を有すること。
- ウ 「ラブいまべつ会」及び「青森今別会」等の今別町に所縁のある在京県人会又はこれに類する団体や荒馬等の関係団体に入会していること。
- エ 今別町出身者または3親等以内の親族が今別町出身の者。
- オ 今別町や今別町内地域づくり団体等が関わる地域づくり活動等への参画経験を有する者。
- (8) 外ヶ浜町へ転入した者で転入時60歳未満であって、次に掲げる関係人口に関するアの要件のいずれかに該当し、かつ、イの要件のいずれかに該当すること。
- ア 支給対象者の要件
- i 外ヶ浜町が開催または出展する移住関連イベントや関係人口創出事業の参加経験があること。
 - ii 移住するまでに外ヶ浜町職員同伴のもと町内を現地視察すること。
- イ 地域の担い手確保の要件
- i 農林水産業に就業すること。
 - ii 家業や地域内の企業に就職、または地域内に新規に起業すること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、単身世帯にあつては15万円、2人以上の世帯にあつては、25万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、移住した日の属する年度の4月1日現在において18歳未満の者1人につき、25万円を加算した額）とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、転入した日から起算して1年を経過する日までの間に、令和7年度新しい働き方移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて東青地域移住・交流サポート協議会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 支援金の交付を受けようとする全ての者 次に掲げる書類

- ア 転入前の居住地及び居住期間が分かる住民票または戸籍の附表
 - イ 転入前及び申請時の世帯の状況が分かる住民票
 - ウ 転入前に退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等の就業期間を確認できる書類
 - エ 卒業証明書、成績証明書等の大学等への在学期間を確認できる書類(第3条第1号ア(ア)ただし書の規定により在学期間を勤務年数とみなす申請をする場合に限る。)
 - オ 個人情報確認同意書(様式第2号)
 - カ 交付対象経費の支出を証明する書類
 - キ 転入市町村税に係る納税証明書
 - ク その他、会長が必要と認める書類
- (2) 第3条第2号又は第6号ウ(イ)の要件に該当する者 次に掲げる書類
- ア 履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)
 - イ 開業届の写し又は開業届に準ずる資料(個人事業主の場合に限る。)
 - ウ 起業相談窓口に相談した際に提出した書類及び当該相談内容が分かる書類(第3条第2号に該当する場合に限る。)
- (3) 第3条第3号、第5号又は第6号ウ(ア)の要件に該当する者 転入後の就業先の就業証明書(様式第3号)
- (4) 第3条第4号の要件に該当する者 リモートワーク申告書兼誓約書(様式第4号)(個人事業主の場合に限る。)
- (5) 第3条第5号の要件に該当する者 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用したことが分かる書類
- 2 会長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を対象市町村が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。
- 3 支援金の申請は、対象市町村への転入日から令和8年2月20日までの間に行うことができる。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否の決定及び当該支援金の額を確定し、令和7年度新しい働き方移住支援金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、令和7年度新しい働き方移住支援金交付請求書(様式第6号)を会長に提出して請求するものとする。

2 会長は、前項の請求があった日から起算して30日以内に支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 会長は、支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は立ち入り調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(返還請求)

第9条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、新しい働き方移住支援金返還請求書（様式第8号）により、期限を定めて、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 申請日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合

(3) 申請日から6月を経過する日までの間に、第3条第3号又は同条第5号の要件を満たす職を辞した場合

2 前項の規定による返還請求額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請をした場合

イ 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合

ウ 申請日から6月を経過する日までの間に、第3条第3号又は同条第5号の要件を満たす職を辞した場合

(2) 申請日から1年6月が経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合 半額

(返還の免除)

第10条 支援金の交付を受けた者は、前条第1項に規定する事由に該当するに至った原因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、新しい働き方移住支援金返還免除申請書（様式第9号）に当該事情を証する書類を添えて返還の免除を申請することができる。

2 会長は、前項の申請があったときは、返還の免除の可否に係る決定内容を新しい働き方移住支援金返還免除承認通知書（様式第10号）又は新しい働き方移住支援金返還免除不承認通知書（様式第11号）により当該申請者に通知する。

(取扱方法)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表 1（第 3 条関係）

補助金等名称
・ 令和 6 年度青森市移住支援金（令和 6 年 4 月 1 日実施） ・ 令和 7 年度青森市移住支援金（令和 7 年 4 月 1 日実施） ・ 令和 6 年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（令和 6 年 4 月 1 日実施） ・ 令和 7 年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（令和 7 年 4 月 1 日実施） ・ 令和 6 年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金（令和 6 年 4 月 1 日実施） ・ 令和 7 年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金（令和 7 年 4 月 1 日実施） ・ あおもり移住支援事業における移住支援金（令和 3 年 6 月 2 9 日実施） ・ 外ヶ浜町移住支援事業における移住支援金（平成 3 1 年 4 月 1 日実施） ・ 蓬田村移住支援事業における移住支援金（令和 3 年 3 月 2 4 日実施）